

最近の障害児支援行政の動向について

こども家庭庁支援局障害児支援課

最近の障害児支援行政の動向について

No	内容	ページ番号
1	障害児支援関連の各種閣議決定等について	3
2	障害児支援関連の令和 7 年度当初予算について	13
3	(参考) 令和 7 年度通常国会で成立したこども家庭庁関連法律について	16

1. 障害児支援関連の各種閣議決定等について

- こどもまんなか実行計画は、こども基本法に基づく**こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）**の下、全てのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ウェルビーイングで生活を送ることができる**「こどもまんなか社会」の実現を目指し、各省庁のこども施策約400施策を政府一丸となって推進する実行計画。**
 - 毎年改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映。これにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。
 - 実行計画2025においては、小中高生の自殺者数、いじめ重大事態の発生件数、不登校児童生徒数、児童虐待相談対応件数が増加し、少子化に歯止めが掛かっていない現状等も踏まえ、以下の3つの領域に重点的に取り組む。
 - （1）困難に直面するこども・若者への支援
 - （2）未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進
 - （3）「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進
 - 各省庁は、上記に記載した重点的な3つの領域をはじめ、以下の各施策について、こども大綱に定める6本の柱の基本的な方針に基づき、横断的な視点を持って、速やかかつ着実に、政府一丸となって一体的に取り組む。
- （※）自殺者数は令和6年529人（前年比+16人）、いじめ重大事態の発生件数は令和5年度1,306件（前年比+387件）、不登校児童生徒数は令和5年度346,482人（前年比+47,434人）、児童虐待の相談対応件数は令和5年度約22.5万件。また、出生数は令和6年合計が720,988人（速報値。前年比△37,643人）。

こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

- （1）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
こども基本法やこどもの権利条約（※）に関する普及啓発、学校教育における人権教育の推進、相談救済機関の事例周知（こどもの権利擁護に関する調査研究）等
- （2）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
体験活動の推進、教育を通じた男女共同参画の推進、子育て世帯等に関する住宅支援の実施 等
- （3）こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
プレコンセプションケアの推進、母子保健情報のデジタル化 等
- （4）こどもの貧困対策
教育の支援、生活の安定に資するための支援（こどもの生活支援の強化、ひとり親家庭に対する子育て・生活支援）、保護者の就労支援、経済的支援 等
- （5）障害児支援・医療的ケア児等への支援
地域の支援体制の強化・インクルージョンの推進
インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組 等
- （6）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
こども家庭センターの整備、家庭支援事業の推進、児童相談所の体制強化（新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン）、里親等委託の推進、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 等
- （7）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
こどもの自殺対策緊急強化プランの推進、こどもの自殺の要因分析、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども性暴力防止法の円滑な施行等の総合的な取組、非常災害対策、災害時における学びの確保等
- （8）こどもの悩みを受け止める環境づくり等の推進

（※）こども家庭審議会における児童の権利に関する条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとっての分かりやすさの観点から、同条約を「こどもの権利条約」と記載。

こども施策に関する重要事項

2 ライフステージ別の重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

出産に関する支援等の更なる強化、産前産後の支援の充実と体制強化、妊婦のための支援給付、乳幼児健診等の推進、「保育政策の新たな方向性」に基づく取組の推進、「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進、地域の身近な場を通じた支援の充実等（人口減少地域における保育機能の確保・強化、こども誰でも通園制度の推進）、幼児教育・保育の質の向上、特別な配慮を必要とするこどもへの支援、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等

(2) 学童期・思春期

学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、居場所づくり、ライフデザイン支援、いじめ防止対策の強化、不登校のこどもへの支援体制の整備・強化、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止等

(3) 青年期

高等教育の充実、若者への就職支援、若者による地域づくりの推進、「賃上げ」に向けた取組（三位一体の労働市場改革の着実な実施）、結婚支援等

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

切れ目ない教育費の負担軽減、児童手当の拡充等

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進等

(3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育て」の推進、柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正等

(4) ひとり親家庭への支援

親子交流の推進と養育費に関する相談支援や取決めの促進等

こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

- ・「こども若者★いけんぶらす」の着実な実施
- ・こども・若者の各種審議会、懇談会等への登用
- ・地方公共団体へのファシリテーターの派遣等の支援
- ・多様な声を施策に反映させる工夫
- ・若者が主体となって活動する団体等との連携強化・取組促進等

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- ・「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM、各企業の取組に係る指標と開示との連携等について具体的な枠組みを検討
- ・こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- ・地域における包括的な支援体制の構築・強化等

3 施策の推進体制等

- ・国における推進体制、自治体こども計画の策定促進、安定的な財源の確保等

3「こどもまんなか実行計画 2025」の目指す方向性について

こうした状況を踏まえて、各府省庁は、本実行計画に基づき、横断的な視点を持って、速やかかつ着実に、第2章以降に記載した各施策を進める。
その際、大綱に掲げられた6つの基本方針の下で、特に、以下の3つの領域に重点的に取り組む。

- (1) 困難に直面するこども・若者への支援
- (2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進
- (3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進

(1) 困難に直面するこども・若者への支援

Ⅱ 障害児、医療的ケア児等の特性に応じた支援の推進

障害児支援については、障害の種別に関わらず着実に推進するとともに、インクルージョン推進の意識を、地域、学校、社会全体に広げ、様々な制度や事業の実施においてもその観点を重視するようにしていく。特に、発達に特性のあるこども一人一人が能力を十分に発揮して活躍できるよう、早期支援を強化するとともに、新たに、多様な発達の特性や生活状況等を踏まえた支援の実情把握や調査を行い、更なる支援のあり方を検討する。

障害児の発達や将来の自立、社会参加等のライフステージに応じた支援や、医療的ケア児への支援を引き続き推進していく。

加えて、こどもホスピスの全国普及に向け、生命を脅かされている状態（LTC: LifeThreatening Conditions）にあるこどもと家族の支援を推進する。

こどもまんなか実行計画2025（障害児支援関係抜粋）（つづき）^{こどもまんなか}こども家庭庁

（障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり）

経済的支援と質の高い支援の提供

精神又は身体に障害を有するこどもに対して特別児童扶養手当等を支給する。【厚生労働省】

個々の特性や状況に応じた適切かつ質の高い支援の提供が図られるよう、第3期障害児福祉計画に基づく都道府県及び市町村における障害児支援体制の整備の推進を図るとともに、障害福祉サービス等報酬改定により充実を図った内容充実を踏まえた取組を進める。【こども家庭庁】

全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成・確保等を進めるとともに、ICTを活用した支援の実証・環境整備を進める。【こども家庭庁】

地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進

児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担う機関として、①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能の4つの機能を、地域の児童発達支援事業所と協働しながら果たすことができるよう、児童発達支援センターの機能強化を図るとともに、保育所等への巡回支援等の充実を図るため、必要な支援を行う。また、障害の有無にかかわらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める観点から更なるインクルージョン推進の取組を進めるとともに、障害福祉サービス等報酬改定により充実を図った内容を踏まえた取組を進める。【こども家庭庁】

第3期障害児福祉計画に基づき、都道府県及び市町村における障害児支援体制の整備が推進されるよう、地方公共団体と連携しながら対応を進めるとともに、次世代育成支援対策施設整備交付金により体制整備への支援を行う。【こども家庭庁】

障害児支援体制の強化が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進め、地域の支援体制の整備を促進する。【こども家庭庁】

専門的支援が必要な障害児への支援の強化

医療的ケア児や重症心身障害児について、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーターを中核として、相談支援や関係機関の相互の連携など地域の支援体制の整備を進める。また、家族の負担軽減やレスパイトの時間の確保の観点から、医療的ケア児や重症心身障害児を一時的に預かる環境の整備を進める。【こども家庭庁】

医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、その受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備するとともに、医療的ケア児の育ちと生活の総合的な支援を行う。【こども家庭庁】

医療的ケア児が安全・安心に学校で学ぶことができるよう、医療・保健・福祉等の関係機関と連携した就学移行期から学校における医療的ケアの実施体制の構築や医療的ケア児の保護者の負担軽減に向け、医療的ケア看護職員の配置促進等の取組を推進する。【文部科学省】

聴覚障害児について、新生児期からの切れ目のない支援や多様な状態像に応じた支援、家族への支援が適切に行われるよう、地域の支援体制の整備を進める。【こども家庭庁】

地域の聴覚障害児やその保護者に対して専門性の高い支援を行うため、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関が連携して行う教育相談等の取組を推進する。【文部科学省】

強度行動障害を有するこどもの地域における支援体制の整備を進めるとともに、ケアニーズの高いこどもに対する支援が促進されるよう、障害福祉サービス等報酬改定により充実を図った内容を踏まえた取組を進める。【こども家庭庁】

逆境的小児期体験による精神的な問題等の様々なこどもの心の問題に対応するため、地域内での医療機関等での連携による支援体制の整備を促進する。【こども家庭庁】

こどもまんなか実行計画2025（障害児支援関係抜粋）（つづき）^{こどもまんなか}こども家庭庁

家族支援の充実、障害の早期発見・早期支援、関係機関の連携等

相談支援や家族支援の充実を図る観点から、児童発達支援センターの機能強化を図るとともに、都道府県が行う障害児等療育支援事業や市町村が行う障害者相談支援事業、障害福祉サービス等報酬改定により充実を図った内容を踏まえた取組を進める。【こども家庭庁、厚生労働省】

障害児相談支援及び計画相談支援により、適切な支援やサービスの利用につなげるとともに、発達に特性のあるこどもとその家族に対する発達相談などを始め、地域における、保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携した早期からの切れ目ない発達支援・家族支援の取組を進める。さらに、家族支援の充実や関係機関の連携強化の観点から、障害福祉サービス等報酬改定により充実を図った内容を踏まえた取組を進める。一般就労を希望する障害児者に対しては、個々の希望や特性を踏まえたきめ細かな就労支援を実施する。【こども家庭庁、厚生労働省】

発達に特性のあるこどもの個々の状況やニーズに応じた丁寧な支援が行われるよう、地域におけるこどもの多様な発達特性や生活状況等を踏まえた支援の実態把握や、地域の発達支援の入口段階における取組を強化する。【こども家庭庁】

（障害のあるこども・若者の学びの充実）

インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組

インクルーシブ教育システムの実現に向けて、家庭・教育・医療・保健・福祉の連携の下、発達障害児や医療的ケア児を始めとする全ての障害のあるこどもへの支援体制の整備等、多様なニーズを有するこどもへのICT活用も含めた支援基盤の強化を図る。さらに、通常の学級に在籍する障害のあるこどもへの支援として、自校通級や効果的・効率的な巡回指導等による通級指導体制の充実、多様な支援スタッフの確保・活用等を推進する。同時に、高等学校については、潜在的な対象者も踏まえた通級指導体制も充実させる。あわせて、特別支援学校と小中高等学校等のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルの創設、教師の専門性向上のための施策、新しい学びの実現に向けた環境整備なども含め、特別支援教育の充実に取り組む。【文部科学省】

学校卒業後における障害者の学びの支援推進

「障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現」に向け、障害者の持続的な学びの基盤を整備する。調査研究による現状分析・課題整理に基づき、地方公共団体における実施体制・連携体制を構築するとともに、普及啓発、担い手の育成・確保、多様な実施主体による障害児者の学びを推進する。【文部科学省】

（こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上）

障害児支援における人材育成・確保等

全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成・確保等を進める。【こども家庭庁】

経済財政運営と改革の基本方針2025（障害児支援関係）

経済財政運営と改革の基本方針2025（抜粋）（令和7年6月13日閣議決定）

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～
(2) 三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し
(個別業種における賃上げに向けた取組)

医療・介護・障害福祉の処遇改善について、過去の報酬改定等における取組の効果を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針
(1) 全世代型社会保障の構築

医療・介護・障害福祉等の公定価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策について、2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等を踏まえながら、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

このため、2024年度診療報酬改定による処遇改善・経営状況等の実態を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。また、介護・障害福祉分野の職員の処遇改善や業務負担軽減等の実現に取り組むとともに、これまでの処遇改善等の実態を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。また、事業者の経営形態やサービス内容に応じた効果的な対応を検討する。

- (2) 少子化対策及びこども・若者政策の推進
(若者支援及び困難に直面するこどもの支援を始めとするこども大綱の推進)

発達障害児や医療的ケア児など障害のあるこどもと家族への支援やインクルージョンの推進、こどもホスピスの全国普及に向けた取組、ヤングケアラーの支援を行う。

新しい資本主義のグランドデザイン及び 実行計画2025年改訂版（障害児支援関係）

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版（抜粋）（令和7年6月13日閣議決定）

Ⅱ．中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画の推進

4．地域で活躍する人材の育成と処遇改善

（4）医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ

全国の医療、介護、障害福祉分野など医療・福祉の現場では、有業者のおよそ7人に1人である900万人の方々が働いており、地域を支える一大産業となっている。

他方、こうした分野で働く方々の処遇については公的に価格が定まっており、近年の物価高騰や賃金上昇の中で、他産業のようにコストの増加分を価格に転嫁することができない。賃上げで先行する他産業との人材確保の競争が厳しくなる中、他産業と比較して有効求人倍率が高くなっている状況にある。

今後、高齢者の増加と生産年齢人口の減少が進む中で、将来にわたって必要なサービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題である。公定価格の分野においても、医療・介護・障害福祉等における賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。

このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定をはじめとした必要な対応策について、令和7年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等を踏まえながら、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。未来を担うこどもたちの命と育成を支える重要な役割を果たす保育士・幼稚園教諭等の方々の処遇改善は極めて重要である。

しかしながら、保育士・幼稚園教諭等の処遇は全産業平均と比べ低い状況に置かれている。平成25年度以降、累計で約34%の処遇の改善を図ってきているが、引き続き、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について目標として掲げた他職種と遜色ない処遇の実現に向けて、「こども未来戦略」に基づき、さらなる処遇改善を進めていく。

介護、障害福祉、保育における令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分への対応については、隣接した市町村等との級地格差による人材確保への影響も踏まえ、早急に検討を行い、次期報酬改定までに必要な見直しを実施する。

規制改革実施計画（障害児支援関係）

規制改革実施計画（抜粋）（令和7年6月13日閣議決定）

2. 賃金向上・人手不足対応

（1）健康・医療・介護

障害福祉分野における申請・届出等に関する手続負担の軽減

- a こども家庭庁及び厚生労働省は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者（以下これらを総称して「障害福祉サービス等事業者」という。）の手続負担を軽減し、その生産性向上を図る観点から、障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法（その政省令、通知、事務連絡等を含む。）の規定に基づき地方公共団体に対して行う指定申請及び報酬請求（加算届出を含む。以下同じ。）の手続について、こども家庭庁及び厚生労働省が定めた標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を用いることとするために必要な法令上の措置を講ずる。
- b こども家庭庁及び厚生労働省は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び相談支援並びに児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児入所施設及び障害児相談支援の指定並びに報酬請求に関連する申請・届出について、障害福祉サービス等事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするため、障害福祉サービス等事業者の選択により、電子的にaの標準様式等を用いて申請・届出を可能とするためのシステム（以下「電子申請・届出システム」という。）の整備について、令和9年度中を目途に実現する方向で検討し、結論を得る。あわせて、電子申請・届出システムに加え、事業者台帳管理システムや業務管理体制データ管理システムも併せて共通化した方が、トータルコストの最小化や地方公共団体の負担軽減につながる可能性があるとの国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会からの指摘を踏まえ、共通化することが適当かを検討するものとする。その際、特段の事情があり、当該システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。その上で、当該結論を踏まえ、所要の措置を講ずる。
- また、地方公共団体ごとの当該システムの利用の有無については、こども家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。
- c こども家庭庁及び厚生労働省は、標準様式等に関する検討結果を踏まえ、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づく障害福祉サービス等事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を令和9年度中を目途に実現する方向で検討し、結論を得る。あわせて、電子申請・届出システムに加え、事業者台帳管理システムや業務管理体制データ管理システムも併せて共通化した方が、トータルコストの最小化や地方公共団体の負担軽減につながる可能性があるとの国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会からの指摘を踏まえ、共通化することが適当かを検討するものとする。その際、特段の事情があり、bのシステムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。
- その上で、当該結論を踏まえ、所要の措置を講ずる。
- また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無については、こども家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。

【実施時期】

a：措置済み

b,c：（前段・後段）措置済み、（中段）令和9年度中を目途に措置

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（障害児支援関係）

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）（令和 6 年12月24日閣議決定）

【児童福祉法（昭22法164）関連】

（viii）障害児通所支援（6条の2の2第1項）については、中山間地域等における提供体制の確保に資するよう、以下のとおりとする。

- ・ 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）及び指定放課後等デイサービス事業所における従たる事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平24厚生労働省令15）8条及び67条）については、地方公共団体や事業者の意見を聴いた上で、設置に係る要件を緩和する方向で検討し、令和7年度中に必要な措置を講ずる。
- ・ 指定障害児通所支援事業者が事業所ごとに置くべき従業者の員数等（21条の5の19第3項）については、中山間地域等における実態把握及び地方公共団体や事業者の意見を踏まえ、その在り方について検討し、令和8年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2. 障害児支援関連の令和7年度当初予算 について

令和7年度予算における主な事項（障害児支援関係）

令和7年度予算 5,204億円の内数+0.7億円（デジタル庁一括計上）

令和6年度補正予算額 98億円

（1）良質な障害児支援の確保

4,925億円

- ・ 障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるようにするために必要な障害児支援に係る経費（児童福祉法に基づく入所や通所に係る給付等）を確保する。

【令和6年度補正予算】

- 令和6年人事院勧告を踏まえた障害児施設措置費の人件費の改定 6億円
- ・ 障害児入所施設等に従事する職員の人件費について、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた障害児施設措置費の引上げ等を行う。

（2）地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進【拡充】

207億円の内数

- ・ 加速化プランに基づき、児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組、地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの推進のための取組、地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能等の支援及び乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組を実施する。
- ・ 加速化プランに基づき、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

（3）専門的支援が必要な障害児への支援の強化【拡充】

207億円の内数【再掲】+0.7億円（デジタル庁一括計上）

- ・ 加速化プランに基づき、医療的ケア児等への支援の充実を図るため、「医療的ケア児支援センター」の設置や協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置を推進するとともに、関係機関等の連携促進、関係情報の集約・発信、支援者の養成、日中の居場所作り、活動の支援、医療的ケア児等を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する。また、「医療的ケア児等支援システム」について、運用・保守を行う。
- ・ 加速化プランに基づき、聴覚障害児への支援の中核機能の整備を図るため、保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援、障害福祉サービス事業所等への研修の実施などへの支援を行う。

令和7年度予算における主な事項（障害児支援関係）

（４）早期発見・早期支援等の強化【新規】

207億円の内数【再掲】

- ・ 加速化プランに基づき、地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、様々な機会を通じたこどもの発達相談や発達支援、家族支援を行い、早期から切れ目なく必要な支援につなげる。

（５）障害児支援人材確保・職場環境改善等にむけた総合対策

【令和6年度補正予算】

- 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業 84億円
- ・ 障害児支援現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善等を図ることによる職員の離職の防止・職場定着を推進する。
- 地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業 5億円
- ・ 障害児支援分野における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら、安全・安心な障害福祉サービスを提供できるよう、障害児支援事業所等におけるICTの導入を支援する。

（６）ICTを活用した発達支援の推進

【令和6年度補正予算】

- 発達障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業 75百万円
- ・ 加速化プランに基づき、障害の特性や状態等に関わらず身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や、支援の質の向上を図る等の観点から、ICTを活用した発達支援の取組について、地域における先駆的な取組を後押しするとともに、全国での活用に向けた検証を実施する。

（７）その他の施策

【令和6年度補正予算】

- 熱中症防止対策及び性被害防止対策の実施 2億円
- ・ 障害児支援事業所等において、こどもの安全を守る観点から、熱中症防止に資する新たな壁掛けエアコン等の導入、こどもの性被害防止に資する設備・備品の購入等を支援する。
- 被災地域における障害福祉サービス等の利用者負担減免の特別措置 3百万円
- ・ 令和6年能登半島地震における災害救助法適用地域の児童福祉法における障害福祉サービス等の利用者に対し、市町村等が利用者負担額を減免した場合は、特例として、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。

3. (参考) 令和7年通常国会で成立した こども家庭庁関連法律について

法案の趣旨

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育士・保育所支援センターの法定化、国家戦略特別区域における関係する特例の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備を行う。

法案の概要

（１）保育士・保育所支援センターの法定化【児童福祉法】

現在予算事業として行われている保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県等の業務に関する規定を整備し、都道府県等が潜在保育士の復職支援等を行うための必要な体制の整備を行う。

（２）保育の体制の整備に係る特例の一般制度化【児童福祉法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法】

- ① 国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後３年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を創設する。
- ② ３～５歳児のみを対象とした小規模保育事業は国家戦略特別区域に限り認められているところ、これを全国展開する。

（３）虐待対応の強化【児童福祉法、認定こども園法、学校教育法、児童虐待防止法、こども性暴力防止法】

- ① 保育所等（※）の職員による虐待に関する通報義務等を創設する。
（※）もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業を対象とする。
保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館
- ② 児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設する。また、当該登録を受けた者をこども性暴力防止法の学校設置者等として位置付ける。
- ③ 一時保護児童と保護者との面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きいと認めるときに、保護者の同意がなくとも面会等制限を可能とする。併せて、面会等制限を児童への意見聴取等措置の実施対象に加える。

施行期日

令和7年10月1日（ただし、（２）②は令和8年4月1日、（３）②は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日、（３）③は公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日に施行する。）

施行日：令和7年10月1日

①制度の現状・背景

- **保育人材の確保は恒常的な課題**であり、また、今後の保育士の職員配置基準の改善やこども誰でも通園制度の創設も見据え、**保育人材確保策の強化を図る必要**がある。
- 保育人材確保の取組のうち、潜在保育士の再就職の促進のため、再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供等を行う「**保育士・保育所支援センター**」（※）について、当該センターの設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、こどもを安心して育てることができるよう体制整備を行っている。
（※）令和6年10月1日時点において、46都道府県75か所で実施されている。

②改正内容

- **都道府県が、以下の業務を行う拠点（「保育士・保育所支援センター」）としての機能を担う体制を整備するものとする規定を設ける。** ※指定都市・中核市は努力義務。
 - ① 保育に関する**業務への関心を高めるための広報**
 - ② 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、**職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようにするための支援**
 - ③ 保育所の設置者に対する、**保育士が就業を継続することができるような就労環境を整備するために必要な助言その他の援助**
 - ④ ①～③のほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務
- **保育士・保育所支援センター、国、地方公共団体等の連携・協力**に関する努力義務規定を設ける。

地域限定保育士の一般制度化

施行日：令和7年10月1日

①制度の現状・背景

- 地域における保育人材確保のため、平成27年度に、国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、地域限定で保育士と同様に業務を行うことを可能とする、いわゆる「地域限定保育士制度」を創設。
- 上記の制度が創設された当時は、通常の保育士試験の実施回数は年間1回だったが、その後年間2回実施の取組みが広がり、平成29年度以降は全ての都道府県において年間2回試験を実施。
- 保育人材の確保は、全国的な課題であるが、その状況には地方公共団体間に差がある。特に不足するおそれ大きい地域について、集中的に保育人材確保に取り組むことができるようにすることが必要。

②改正内容

- 国家戦略特別区域法に基づく特例措置である「地域限定保育士制度」を一般制度化し、**特定の都道府県又は指定都市においてのみ保育士と同様に業務を行うことができる資格制度を児童福祉法上に創設**する。
- 都道府県又は指定都市が地域限定保育士制度を活用しようとするときは、**保育士の確保のための措置を講じてもおおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいことを証する書類等を添付**して、「試験実施方法書」により内閣総理大臣に申請する。
- **内閣総理大臣は、地域限定保育士としての必要な知識及び技能を判定する試験として適当であることを確認の上、「試験実施方法書」を認定（※1）、認定を受けた都道府県等が地域限定保育士試験を実施。**
（※1）指定都市が認定を受けるためには、あらかじめ都道府県知事の同意を要することとする。
- 一般社団法人や一般財団法人に限らず、**法人一般を指定試験機関として指定できるものとする（※2）**。
（※2）一般社団（財団）法人以外に判定に関する事務を行わせる場合、内閣総理大臣の同意を要することとする。
- 地域限定保育士の登録後**3年を経過した者のうち、地域限定保育士として一定の勤務経験（※3）がある者は、申請によって、全国で働くことのできる通常の保育士の登録が受けられる**ようにする。
（※3）1年間の勤務経験とすることを想定。

①制度の現状・背景

施行日：令和8年4月1日

- 「小規模保育事業」とは、19人以下の利用定員で、**0～2歳のこどもを対象に保育を行う事業**。ただし、3～5歳のこどもの保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3～5歳児を受け入れることも可能。

(※) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第六条の三 （略）

②～⑨ （略）

⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業

二 **満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して**、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、**前号に規定する施設において**、保育を行う事業

⑪～⑲ （略）

(※) 令和5年4月には、こどもの保育の選択肢を広げる観点から、0～2歳のこどもを対象とする小規模保育事業において3～5歳のこどもを受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断することができるよう、通知を発出。

- 平成29年からは、**国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、国家戦略特区の事業実施区域（成田市、堺市、西宮市）においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることが可能と**されているところ、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、**3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業を創設することについて、次の法改正のタイミングであり方を検討することとされている。**

②改正内容

- 国家戦略特区における特例措置の実施状況を踏まえつつ、こどもの保育の選択肢を広げる観点で意義があることから、**国家戦略特区の特例措置を全国展開し、全国において、3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業の実施を可能とする。**

施行日：令和7年10月1日

①制度の現状・背景

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく**安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある。**
 - 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、**職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組み**が設けられているところ、**保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。**
- (※) なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を発出（令和5年5月）するなどの対応を行っている。

②改正内容

- **保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。**
 - ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ・都道府県による虐待の状況等の公表
 - ・国による調査研究 等
- **もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。**

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊娠婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

一時保護委託の登録制度の創設について

施行日：公布から1年6月以内の政令で定める日

①制度の現状・背景

- 児童相談所における一時保護施設については、令和4年の児童福祉法改正により、設備・運営基準が設けられた。
- 一方で、一時保護委託先については、法律上、児童相談所長又は都道府県知事が「適当と認める者」への委託が可能な旨のみが規定され、制度上は特段の基準等が設けられていないことから、その質の担保が課題となっている。

②改正内容

- **一時保護委託については、下記の者に対してのみ行うことができることとする。**
 - ①一時保護を適正に行うことができる者として**都道府県知事の登録を受けた者**（以下「登録一時保護委託者」という。）
 - ②**法律の規定に基づき、児童の福祉に関する業務や事業を行い、若しくは施設を設置する者で一時保護を適正に行うことができる者**（児童養護施設や里親等）
- 上記の都道府県知事の登録については、一時保護委託先の質を担保するため、**都道府県知事が条例で定める基準に適合しているときに登録できるもの**とするとともに、**欠格要件を設けることとする**。併せて、**登録一時保護委託者に対する報告徴収や基準への適合命令、登録の取消し等の監督規定等を整備することとする**。
- ただし、児童相談所長等が自ら一時保護を行うことができず、登録一時保護委託者等に一時保護委託をすることができない場合で、直ちに一時保護を行うことが必要なときは、2週間以内に限り、府令で定めるところにより、一時保護委託を行わせることができるものとし、併せて、これらの者に対して委託した児童の保護について必要な指示や報告を求める監督規定を設けることとする。

※ 本登録制度の創設に伴い、上記①の登録一時保護委託者を、こども性暴力防止法の義務の対象となる「学校設置者等」に追加する。

一時保護中の児童の面会通信等制限

施行日：公布から6月以内の政令で定める日

①制度の現状・背景

- 児童虐待防止法第12条では、児童虐待を行った保護者についてのみ面会通信制限等ができるものとされており、児童虐待が行われた疑いがある段階については、対象となっていない。
- こうした中、各児童相談所では、疑い段階の場合に、行政指導等として面会通信制限等が行われているケースがある。
- また、保護者と面会等ができなくなることは、対象となる児童への心理的影響が懸念されるところ、面会等制限を行う場合等について、児童の意見を聴く仕組みを設ける必要がある。

②改正内容

- 児童虐待防止法第12条において、**一時保護中の児童に対して児童虐待が行われた疑いがある場合**については、児童相談所長が**児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときに面会通信制限**を行えるものとするとして規定すること等により、**保護者の同意なく面会通信制限が行うことができる場合を明確にし、適切な運用が図られるようにする。**
- また、一時保護中の児童に対して児童虐待が行われた疑いがある場合について、当該児童の保護者に対し**児童の住所等を明らかにしたとすれば児童の保護に著しい支障をきたすと認めるときは、児童の住所等を明らかにしないものとする。**
- さらに、**児童への意見聴取等措置（※）の対象に、児童虐待防止法第12条に基づく面会等制限を行う場合や行わないこととする場合を加えることとする。**

（※）一時保護や施設入所等の措置を行う場合に、あらかじめ、児童の年齢、発達の状況等に応じて児童の意見又は意向を採らなければならないとする措置。児童の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置を採ることができない場合は、措置を行った後速やかに意見聴取等措置を採らなければならない。